

ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける
科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に係る間接経費の取扱いに関する方針

(趣旨)

第1条 ふじのくに地球環境史ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）又はミュージアムに所属する職員（以下「職員」という。）が交付をうけた科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）に係る間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）」（以下「共通指針」という。）及び当該資金に係るその他の規程に定めるもののほか、この方針に定めるところによる。

(間接経費の執行及び管理)

第2条 間接経費については、県の歳入歳出予算に計上した上で、計画的かつ適正に執行するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。

(間接経費の使途)

第3条 間接経費の執行については、職員の研究開発環境の改善や機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費として、共通指針の6に定める具体的な項目に充当するものとする。

(報告)

第4条 間接経費を執行した場合、副館長は、毎年度の間接経費執行実績を翌年度の5月31日までに、別紙様式により文化局文化政策課長に報告するものとする。

(その他)

第5条 間接経費の執行に係るその他必要な事項は、館長が定める。

附 則

この方針は、平成27年7月27日から施行する。